繰延税金負債	(4)　固定負債 ［削る］ (5)　流動負債 ［削る］
別表第2（第3条関係） 第1表	
流動資産 ［削る］	
流動負債 ［削る］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

繰延税金負債	(4)　固定負債 流動負債の「繰延税金負債」に整理されるもの以外の繰延税金負債を整理する。 (5)　流動負債 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年内に取り崩されると認められるものを整理する。
別表第2（第3条関係） 第2表	
流動資産 繰延税金資産	
流動負債 繰延税金負債	

第五条　電気事業会計規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第三条の二） 第二章　固定資産勘定 第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条） 第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条） 第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条） 第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条） 第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の四） 第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条） 第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二） 第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四） 第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条） 第七章　消費税等（第三十七条） 第八章　雑則（第三十八条・第三十九条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第三条の二） 第二章　固定資産勘定 第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条） 第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条） 第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条） 第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条） 第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の三） 第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条） 第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二） 第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四） 第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条） 第七章　消費税等（第三十七条） 第八章　雑則（第三十八条・第三十九条） 附則